

# 福岡県公報

平成18年1月6日  
第2480号

## 目次

### 告示(第14号-第26号の2)

○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更	(漁政課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	4
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○公有水面埋立ての <sup>しゅん</sup> 竣功の認可	(港湾課)	5
○公有水面埋立ての <sup>しゅん</sup> 竣功の認可	(港湾課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の変更	(農地計画課)	8
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	9
<b>公安委員会</b>		
○警備業法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	10
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	11

## 告示

### 福岡県告示第14号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、平成17年12月20日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成17年3月福岡県告示第376号)の全部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、平成15年では6,500人の漁業就業者が存在し、漁業総生産量が8万1千トン(全国22位)、漁業総生産額で約294億円の漁獲実績をあげている。また、水産物加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくため、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県海域は、対馬暖流の影響を受ける外海性の筑前海、干満差が大きく河川の影響を受ける内湾性の有明海、干満差が大きく伊予灘や開門海峡から外海水の影響を受ける内海性の豊前海からなり、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先資源を主体とし

て多くの成果を得たところであるが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国が定めた基本計画により決定された第1種海洋生物資源についての漁獲可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

また、資源が低位または悪化の傾向にある海洋生物資源については当該資源を回復させるために必要な措置を内容とする資源回復計画を作成し、国が定めた基本計画により決定された第2種海洋生物資源種の漁獲努力可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導または採捕の数量の公表等実行措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源に係る採捕実績及び資源回復計画の作成状況の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。

当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、福岡県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の維持・存続を図り、今後とも安定的な漁業生産を継続するため、より一層資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成17年1月から12月及び平成18年1月から12月の知事管理量は次表のとおりである。

平成17年		平成18年	
第1種特定海洋生物資源	数量	第1種特定海洋生物資源	数量
まあじ	若干	まあじ	5,000トン
まいわし	若干	まいわし	若干
まさば及びごまさば	若干	まさば及びごまさば	若干
するめいか	若干	するめいか	若干

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成17年1月から12月及び平成18年1月から12月の知事管理量のうち、採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。なお、海域別及び期間別数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

平成17年			平成18年		
第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量	第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量
まあじ	中型まき網漁業	若干	まあじ	中型まき網漁業	4,000トン
	敷網漁業	若干		敷網漁業	若干

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として許可隻数は現状どおりとし、漁獲実績が5,000トン以下となるように努めるものとする。

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、必要に応じて協定制度等の普及・定着を図ることとする。

【まいわし】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとすると

もに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

混獲されるするめいかについては、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成17年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成17年9月1日から平成18年1月31日まで	1,800

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

(2) 平成18年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成18年9月1日から平成19年1月31日まで	1,800

まこがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成18年1月1日から平成18年2月10日まで	2,130
-------	--------------------------------	-----	-------------------------	-------

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第2号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

6 第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

(1) 平成17年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業	豊前海	平成17年9月1日から平成18年1月31日まで	1,800

(2) 平成18年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業	豊前海	平成18年9月1日から平成19年1月31日まで	1,800
まこがれい	小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種及びこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業)	周防灘	平成18年1月1日から平成18年2月10日まで	2,130

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関して実施すべき施策に関する事項

【さわら】

豊前海のさわら資源の回復を図るために、国が作成した「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」の着実な実施を本県として推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員

会指示による操業制限等により操業することとする。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

**【まこがれい】**

豊前海のまこがれい資源の回復を図るために、国が作成した「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

**福岡県告示第15号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ヒューマンライツきずな

(2) 代表者の氏名

奈木野 征勝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字田原774-5番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決のため、地域啓発活動を行うなど、自立自闘の精神で実現するとともに急速な高齢者社会の中で、地域に根ざした老人介護サービスを提供するとともに、急激に進む少子化社会の中で、乳幼児の健全な発育や発展を支援し、保育所の運営を受託するなど、全ての子どもたちを地域全体で守り、明るい地域社会づくりと福祉の向上に寄与し、また、これらの活動に地域住民の積極的な参加を促すことで雇用の場を確保することにより、地域経済の活性化にも寄与することを目的とする。

**福岡県告示第16号**

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
嘉穂郡穂波町大字枝国520番地	佐々木病院	渡 辺 喬
筑後市大字和泉917番地1	筑後市立病院	増 田 淳 也
筑後市大字和泉917番地1	筑後市立病院	吉 田 輝 久
筑後市大字和泉917番地1	筑後市立病院	御 鍵 麻記子
筑後市大字和泉917番地1	筑後市立病院	権 藤 健 樹
筑後市大字和泉917番地1	筑後市立病院	廣 田 有 俊
筑後市大字和泉917番地1	筑後市立病院	大 場 さとみ
糟屋郡須恵町大字上須恵112番地の79	介護老人保健施設若杉の里	芥 川 宗 嗣
小郡市松崎18-7	松崎記念病院	成 富 一 哉

糸島郡志摩町大字御床91-9	医療法人善優会岩隈医院	宮崎 忠
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会大原病院	赤星光輝
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会大原病院	武田良一
豊前市大字八屋2284	前田小児科医院	前田公史

#### 福岡県告示第17号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定による予防接種を行う医師について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
小郡市松崎18-7	松崎記念病院	高山成吉
小郡市松崎18-7	松崎記念病院	立川大介

#### 福岡県告示第18号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
遠賀郡遠賀町大字尾崎234番1、234番3、231番4、231番6及び233番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
遠賀郡遠賀町大字尾崎320番地の1  
松井 稔

#### 福岡県告示第19号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成17年12月15日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
特定非営利活動法人安全安心まちづくり研究会
  - 代表者の氏名  
坂本 一成
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目2番21号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、個人及び団体並びに自治体等に対して、犯罪被害の未然防止対策等に関する事業を行い、地域の安全性向上に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第20号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年1月6日

苅田港港湾管理者 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

- 竣功認可年月日  
平成17年11月30日
- 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - 竣功認可を受けた者  
福岡県

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

3 竣功認可をした埋立区域<sup>しゅん</sup>

(1) 位置

ア 第1工区

福岡県京都郡荇田町磯浜町1丁目2番1及び2番6に接する無番地並びに幸町10番2に接する無番地の地先公有水面

イ 第2工区

福岡県京都郡荇田町磯浜町1丁目15番1、15番12及び15番13に接する無番地並びに幸町10番1、10番2及び10番7に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点のうち、①の地点から261度23分01秒4,036.78メートル地点を円心とする半径4,036.78メートルの円周で①の地点と②の地点を結ぶ東側の円弧、②の地点と③の地点とを結んだ線、③の地点から261度40分58秒4,029.48メートル地点を円心とする半径4,029.48メートルの円周で③の地点と④の地点を結ぶ東側の円弧、④の地点と⑤の地点とを結んだ線、⑤の地点から262度09分13秒4,036.78メートル地点を円心とする半径4,036.78メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ東側の円弧、⑥の地点と⑦の地点とを結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位（T・P・+1.682メートル。以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地の境界線、⑧の地点から262度41分50秒4,025.98メートル地点を円心とする半径4,025.98メートルの円周で⑧の地点と⑨の地点を結ぶ東側の円弧及び①の地点と⑨の地点とを結ぶ昭和61年2月14日付け福岡県指令60港第894号で竣功認可した埋立地と公有水面との境界線（T・P・+1.242メートル<sup>しゅん</sup>）により囲まれた区域

①の地点 福岡県京都郡荇田町大字提字墓堂3214番地の国土地理院丸山4等3角点（北緯33度47分15秒893、東経130度58分31秒361。以下「基準点」という。）から118度59分41秒1,273.90メートルの地点

②の地点 ①の地点から171度31分59秒21.09メートルの地点

③の地点 ②の地点から261度40分24秒7.30メートルの地点

④の地点 ③の地点から171度55分16秒33.17メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から81度40分24秒7.30メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から172度21分02秒27.76メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から160度35分05秒8.47メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から252度26分55秒12.77メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から352度00分17秒97.33メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点のうち、⑩の地点から261度18分43秒4,018.98メートル地点を円心とする半径4,018.98メートルの円周で⑩の地点と⑪の地点を結ぶ東側の円弧、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地の境界線、⑫の地点から262度49分29秒3,978.98メートル地点を円心とする半径3,978.98メートルの円周で⑫の地点と⑬の地点を結ぶ東側の円弧及び⑩の地点と⑬の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域

⑩の地点 基準点から119度18分32秒1,256.70メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から172度00分49秒98.44メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から251度58分09秒40.72メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から352度11分19秒88.32メートルの地点

(3) 面積

ア 第1工区

744.96平方メートル

イ 第2工区

3,740.96平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年6月24日16港第190号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所  
荇田町役場

## 福岡県告示第21号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年1月6日

苅田港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

1 <sup>しゅん</sup> 竣功認可年月日

平成17年11月30日

2 <sup>しゅん</sup> 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名(1) <sup>しゅん</sup> 竣功認可を受けた者

福岡県

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

## (2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

3 <sup>しゅん</sup> 竣功認可をした埋立区域

## (1) 位置

第1工区

福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番1に接する無番地及び幸町10番2に接する無番地の地先公有水面

## (2) 区域

第1工区

次の各地点のうち、①の地点から261度18分27秒4,025.98メートル地点を円心とする半径4,025.98メートルの円周で①の地点と②の地点を結ぶ東側の円弧、②の地点と③の地点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位（T・P・+1.682メートル。以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地の境界線、③の地点から262度42分55秒4,018.98メートル地点を円心とする半径4,018.98メートルの円周で③の地点と④の地点を結ぶ東側の円弧、④の地点と⑤の地点とを結ぶ満潮位における公有水面と陸地の境界線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ昭和61年2月14日付け福岡県指令60港第894号で<sup>しゅん</sup>竣功認可した埋立地と公有水面との境界線（T・P・+1.242メートル

）により囲まれた区域

①の地点 福岡県京都郡苅田町大字提字墓堂3214番地の国土地理院丸山4等3角点（北緯33度47分15秒893、東経130度58分31秒361。以下「基準点」という。）から119度06分48秒1,262.30メートルの地点

②の地点 ①の地点から172度00分19秒97.33メートルの地点

③の地点 ②の地点から252度26分55秒7.11メートルの地点

④の地点 ③の地点から352度00分49秒98.44メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から58度38分19秒6.46メートルの地点

## (3) 面積

第1工区

693.96平方メートル

## 4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年6月24日16港第190号の2

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所  
苅田町役場

## 福岡県告示第22号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市白水池1丁目96番1から96番9まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江2丁目7番1

株式会社アスト 代表取締役 草場 春次

## 福岡県告示第23号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

三池郡高田町大字江浦字立花1635番1、1635番3、1635番12、1637番4及び2169番

1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三池郡高田町大字江浦1635番1

渡辺 馨

**福岡県告示第24号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字大浦1815番2及び1815番8から1815番12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町神田町1丁目4-15

臨海商事有限会社 代表取締役 渡邊 和義

**福岡県告示第25号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町大字井野字梅木原304番1、字野口384番1、384番19及び384番20、字岩長浦316番1、316番584及び316番586から316番597まで、字勝負坂352番1、352番

16及び352番17、字稲木369番8及び369番9から369番15まで並びに字ウソフキ432番32及び432番85から432番87まで（第2工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区上牟田2丁目11番24号

大和ハウス工業株式会社福岡支店 支店長 沼田 茂

**福岡県告示第26号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成17年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻 生 渡

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 大字二島、今光一～三丁目、用勺町、西天神町、童子丸一・二丁目、童子丸町、藤ノ木一～三丁目、片山二・三丁目、二島四丁目、赤島町、百合野町、宮丸一・二丁目、大池町、和田町、大字藤ノ木、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目の各一部 小倉南区 大字曾根新田、大字曾根、上曾根新町、中曾根新町、中曾根東一・二丁目、下曾根二～四丁目の各一部、中曾根東三～六丁目の全部
柳川市	棚町、久々原、田脇、古賀、南浜武、沼南町の各一部
行橋市	南大橋一～四丁目
瀬高町	大字長田、大字太神、大字小田、大字河内の各一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 大字二島、今光一～三丁目、用勺町、西天神町、童子丸一・二丁目、童子丸町、藤ノ木一～三丁目、片山二・三丁目、二島四



	丁目、赤島町、百合野町、宮丸一・二丁目、大池町、和田町、大字藤木、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目、白山一・二丁目、大井戸町、西園町の各一部、山手町の全部 小倉南区 大字曾根新田、大字曾根、上曾根新町、中曾根新町、中曾根東一・二丁目、下曾根二～四丁目の各一部、中曾根東三～六丁目の全部
柳川市	三橋町棚町、久々原、田脇、古賀、南浜武、沼南町の各一部
行橋市	南大橋一～三丁目
瀬高町	大字長田、大字太神、大字小田、大字河内、大字泰仙寺、大字東津留の各一部

### 福岡県告示第26号の2

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月6日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 起業者の名称

椎田町

#### 2 事業の種類

庁舎駐車場整備事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

福岡県築上郡椎田町大字椎田地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号

の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である椎田町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成17年度椎田町一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、椎田町が椎田町大字椎田地内において、椎田町庁舎に近接する土地を取得して庁舎駐車場として整備を行うものである。

椎田町庁舎の現在の駐車スペースは171台であるが、自動車での来庁者の増加により駐車スペースが不足し、特に各種申請の受付、会議等の際は来庁者の利用に支障を来している。

また、椎田町は平成18年1月9日に築城町との合併によって築上町となり、椎田町庁舎を築上町の本庁舎とすることが決定しているが、合併により人口が約1.7倍、面積が約2.3倍に拡大し、本庁の職員数が92人から105人に、町議会議員数が15人から30人に増加するほか、自動車での来庁者も更に増加することが見込まれる。加えて、椎田町庁舎南側の県道豊津椎田線の改良工事に伴い、来庁者用駐車場の収容台数が減少するため、駐車スペースの不足が顕著となり、来庁者に不便を強いることが予想される。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来庁する住民の利便性の向上が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性・安全性、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性・安全性が高く、用地費等も3案中最小となる、社会的、経済的に優れた案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、庁舎駐車場整備に必要な最小限の範囲が確保

されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、来庁する住民の利便性の向上を図るため、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、椎田町から申請のあった庁舎駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

椎田町役場（総務課）

**公安委員会**

福岡県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を、次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年1月6日

福岡県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分、期日、時間及び実施場所

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年2月6日（月）から同年2月14日（火）までの間（土、日は除く。）	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日は、概ね午後6時ころまで）	北九州市門司区小森江3丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年2月6日（月）から同年2月13日（月）までの間（土、日は除く。）	午前9時30分から午後4時35分まで（講習期間中2日間は午後3時40分で終了。なお、最終日は、概ね午後6時ころまで）	北九州市門司区小森江3丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受講定員

各30人

3 受講対象者

受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61

年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

#### 4 受講申込みに必要な書類等

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

(2) 前記3の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

ア 前記3の(1)に該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

イ 前記3の(2)に該当する者は、1級検定の合格証明証の写し

ウ 前記3の(3)に該当する者は、2級検定の合格証明証の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

エ 前記3の(4)に該当する者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面

① 旧1級検定に合格した者は、旧1級検定の合格証の写し

② 旧2級検定に合格した者は、旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

#### 5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年1月16日(月)から同年1月27日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(2) 受講受付については、受講申込みに必要な書類(前記4)を持参し、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により、代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること(代理人1人につき受講者1人まで有効とし、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。)

(3) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受付人員が各30

人となったときは、受け付けを締め切ることとする。

#### (4) 受講手数料

ア 法第2条第1項第1号に係る警備業務

47,000円(受講受付時に、福岡県領収証紙により納付すること。)

イ 法第2条第1項第2号に係る警備業務

38,000円(受講受付時に、福岡県領収証紙により納付すること。)

#### 6 受付場所

北九州市門司区小森江3丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

#### 7 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記用具及び受講申込みに交付を受けた受講申込書の写し、講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時の間に、最寄りの警察署、福岡県警察本部生活安全総務課(電話092(641)4141内線3033、3036)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

#### 福岡県公安委員会告示第2号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により公示する。

平成18年1月6日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

#### 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年2月16日(木)から同年2月17日(金)までの間	午前9時30分から午後2時45分まで (最終日は、概ね午後5時ころまで)	北九州市門司区小森江3丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 3 受講定員

30人

## 4 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を所持する者とする。

## 5 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書 1通(講習規則別記様式第1号)
- (2) 旧資格者証の写し

## 6 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成18年1月16日(月)から同年1月27日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く)の午前10時から午後5時までの間

(2) 受講受付については、受講申込みに必要な書類(前記5)を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること(代理人1人につき受講者1人まで有効とする。また、受講申込み者が他の代理人を兼ねることはできない。)

(3) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受付人員が予定の30人となったときは、受付けを締め切ることとする。

## (4) 講習受講手数料

法第2条第1項第4号に係る警備業務

10,000円(受講受付時に、福岡県領収証紙により納付すること。)

## 7 受付場所

北九州市門司区小森江3丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## 8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し、講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署、福岡県警察本部生活安全総務課(電話092(641)4141内線3033、3036)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。